

巻頭インタビュー 森 英樹 氏に聞く

憲法へのテロ行為、 有事関連三法案は廃案へ

有事関連3法案の背景と問題点

①根底にあるグローバル時代への対応

編集部 有事三法案をめぐる情勢が緊迫しています。今回の有事法制を、周辺事態法やテロ特別措置法、あるいは個人情報保護法、人権擁護法などとともに全体として捉えた時、どのような憲法現象といえるのでしょうか。

森 この問題を考える場合、「冷戦構造」崩壊後の新しい世界秩序に、日本という国家がどうコミットしていくのかという流れの現れとして見ておくことが非常に重要だと思います。その流れを憲法に則して言うと、日本国憲法が指し示す、社会や国家や政治のあり方を、俗に言う「グローバル化時代」に対応する構造に転換させる、一言で言えば、多国籍化した、しかし日本に本籍を持つ資本の利益のために、政治・経済・社会を、そして軍事を構造転換させるということです。この流れは、とりわけ'90年代後半から随所にあらゆる領域で噴出してきました。そういう意味での軍事法制の転換であると捉えることができると思います。

「構造改革」という言葉は、絶叫している小泉首相の看板用語で、いかにも小泉氏自身の発案のように受け止められていますが、日本の政治・経済・社会のあり方を憲法的な意味で根本から切り替えてしまうという趣旨での「構造改革」は、'90年代の前半に一時社会党首相の連立政権を生んだあと、'96年の橋本内閣のいわゆる「6大改革」として出されてきたのが、おそらく起点だろうと思います。'90年代前半に右往左往し

たものが、'90年代後半に、はっきりした形を見せてきた「構造改革」として受け止める必要があるわけで、小泉「構造改革」が専売特許の路線ではありません。

'99年に集中的に現れた悪法の乱打がありましたが、その流れの延長線上に今回の軍事法制やメディア規制法がトピカルな問題として出ているのです。

②軍事法制面の流れと構造

有事関連3法案について、軍事法制面での流れを最初に押さえておきたいと思います。'99年に周辺事態法が、またニューヨーク等での9・11事件をきっかけにしてテロ対策特措法ができ、自衛隊も海外にどんどん出ていくという枠組みが、2～3年の間に、新たにバタバタと出来上がりました。その延長線上で今回の有事関連3法案が出てきています。

あえてシミュレーション的な言い方をしますと、アメリカが何らかの理由で覇権を世界に展開する際、どこかで武力介入が起きうるのですが、このアメリカの武力介入が、周辺事態法という「周辺」で起きた場合なら、日本は周辺事態法を発動させて「後方地域支援」活動を展開することになります。またもしも、「テロ撲滅」を理由にアメリカが動き出すと、今度はテロ対策特措法が発動し「協力支援」するわけです。ただしこの両者はいずれも、「自衛隊は武力行使しない」という建前になっていますから、交戦場面に出くわすと逃げてくる、という建前になっています。

政府は、周辺事態法は「戦闘地域」ではない

「後方地域」での「支援」であるといい、テロ対策特措法は「武力行使」とは一体化しない「協力支援」だという線引きをして一応説明してはいますが、アメリカ軍によって攻撃を受けた側からしますと、「後方地域支援」と言おうと「協力支援」と言おうと、どちらも「兵站」という軍事活動そのものであって、日本の行為は敵性をおびることは当然です。

今回の武力攻撃事態法案は、日本が武力攻撃を実際に受けたときのみならず、武力攻撃を受ける「おそれ」、さらに「予測される場合」まで、軍事的対応を発動させる構造になっています。周辺事態法でいう「後方地域支援」やテロ特措法でいう「協力支援」を展開すると、必然的に「報復の武力攻撃を受ける」ことが「予測」されることになり、かくして武力攻撃事態法が発動するという、手品のような仕掛けが用意されているのです。

つまり、実際に武力攻撃やその「おそれ」さえ発生していない「予測」の段階で、日本側が武力攻撃事態法を発動させ軍事的な対応をするわけです。そうするとアメリカによって攻撃を受けた側と日本との緊張関係は当然高まるわけですから、今度は武力攻撃の「おそれ」があるというキーワードが乱用されて、防衛出動までいきます。防衛出動までいくと、何かのきっかけで、武力攻撃を受けるだとか、「受けた」とする「事件」を作って一気に武力行使に入っていくのです。

「日本が武力攻撃を受ける場合」というケースは、国会論戦では、あたかも日本の市民生活にロケットが飛んでくるとか、武装集団が突入してきてわれわれ国民の身が危なくなるような場面を想定して描いていますが、国際法的に言えば、「日本が武力攻撃を受ける」というのは、例えばインド洋に出ていく自衛艦に対して何らかの攻撃があれば、当然「日本に対する」攻撃があったという解釈になるのです。私たちは今回の有事関連3法案の動きを既存の周辺事態法や

テロ対策特措法と連動させたものとして、見ておく必要があると思います。周辺事態法でもテロ対策特措法でも、建前は「武力行使と一体化しない」限りの「支援」という筋道になっているのですが、その建前は先ほど見たように、あっという間に破壊され、武力攻撃そのものに自衛隊が参画していくチャンネルが今回の法律で作られようとしているわけです。

かくして、憲法的規制が辛うじて働き、論理的には武力行使をしてはならないという限界をかいくぐって、いよいよ最後の一線を踏み外そうというのが、今回の有事関連3法案の最大のねらいです。

武力攻撃事態法は、周辺事態法が一応地理的な限定をしていた、「周辺」という地域を突破し、テロ対策特措法がいちおう限定している目的をも突破し、世界中ありとあらゆるところで、アメリカ軍の動くところに日本がついていって、武力攻撃を可能にする道を用意しています。これは、日本国憲法が命じてきた「国際紛争に戦争・武力で対応しない」という原則を突き破るという意味で、憲法への死亡宣告です。私はこれを「憲法に対するテロ行為だ」と言っていますが、憲法条文を変えないで憲法そのものの命を破壊するという意味です。

③「国のかたち」を変えるということ

もう一つ大きな問題として、憲法に関わらせて言えば、支配層が何でこんなことをやろうとしているのかという問題です。'90年代後半からクリアになってきた、日本の「構造改革」というシナリオは、労働・企業・経済・税制・教育・大学・科学技術・社会保障など基本構造のあり方すべてにわたる「改革」でした。日本の支配層の基本戦略は、'90年前後における「冷戦構造」の崩壊にともなって、アメリカ一極支配を軸とする「自由市場経済」のグローバル化時代に、大国・先進国が覇権主義的に世界制覇に乗りだしていくのに遅れまじと、激烈な「大競争時代」に日本資本主義も生き残り栄えるとい

巻頭インタビュー：森 英樹 氏に聞く

うシナリオに沿うように、全領域の「構造改革」をはたそうという戦略だと思います。

この「構造改革」は、基本を変えるという意味で、英語でいえばコンスティテューションをリフォームする、となります。Constitutionとは「憲法」という意味の前に基本「構造」のことをさすからです。その構造を憲法が示すのとは違った方向に改造することです。司馬遼太郎の「この国のかたち」という言葉を借用するなら、「この国のかたちを変えてしまおう」ということです。日本国憲法が命じた「この国のかたち」の追求・実現をやめて、別の「かたち」を求めるというのが、支配層の昨今の特徴で、行革でも司法改革でも「この国のかたち」という便利な言葉を使ってその改造を訴えています。その意味では、コンスティテューションを変えるということはすでに始まっています。

労働の世界でいえば、憲法28条で保障された労働基本権や27条の労働権が、最近次々に破壊されています。国民の「人たるに値する」生活を保障する憲法25条の「健康で文化的な生活」権もつぎつぎと壊されています。日本国憲法が規範的に指し示したはずの「この国のかたち」を、支配層は基本的に破壊する方向に大きく踏み出してきているのです。

支配層は、この方向に日本の国家構造も、社会構造も、経済構造も切り替えようとしています。先ほども言いましたが、それは資本の利益を優先する「グローバル化戦略」に対応するためです。この路線は、人間らしい生活を営もうとする、まともな人々を当然のことながら怒らせることになります。生活を苦しくさせるし、働きにくくさせるからです。人間の尊厳を傷つけることになりますから、これに対する異議申し立てを当然せざるをえないし、すでに出始めているのです。

④異議申立ての監視・抑圧体制作り

以前は、異議申し立て運動は、資本主義国の一国内でさまざまな形態で起きていましたが、現

在は、資本がグローバル化しているため、異議申し立て運動もグローバル化してきています。世界の資本の動きが、いろんなところで異議申し立てを受けるわけですから、外に対しては、国家権力を背景に軍事的にグローバル化した資本を支える、内に対しては行政的・警察的に押さえつけるという対応になっていくのです。

その意味では、最近の軍事法制の大きな「進展」とメディア規制法の動きとは、表裏一体のものだと思います。“言わざる、見ざる、聞かざる”の社会に、社会構造そのものを切り替えたいということです。いま、個人情報保護法案が国政の最大争点の一つになっているのもそのためでしょう。

個人情報保護法案は、'99年に紛糾の中で通った「国民総背番号」法、つまり住民基本台帳法改定との関連で提出されました。国家権力が国民すべてに番号を付けて管理するため個人情報をつかみやすくなるので、それを保護しなければならないという理由で、個人情報保護法案は提出されました。国民総背番号制はこの8月から実施されます。それまでに、国がつかんだ個人情報をいかに乱用させないかという制度がぜひ必要で、その限りでは個人情報保護法は必要な立法です。またこれは、グローバル時代に国際的な要請でもありました。

ところが、提案された個人情報保護法案は、シフトをずらせてメディア規制法案になっています。「個人情報保護」を看板にしながらむしろ国民・メディアを監視する、威圧するための法案になっているため、大問題になっています。

'99年の住民基本台帳法改定は、その当時やはり問題になった「盗聴法」＝通信傍受法とともに、単なる人権侵害法にとどまらず、「この国のかたち」を変える法制でした。かつて小沢一郎・自由党党首がある雑誌で、「これらは危機管理のための有事法制にほかならない」と、推進の側から見事に言い切ったことを思い起こせば、その総背番号制のいわば裏番組で「個人情報保護」

法が出てきたことは、先ほど言ったように、外に対しては軍事的な覇権体制、内に対しては行政的・警察的な監視体制を確立して、同時並行的に異議申し立てを押さえ込もうとする動向の一環と見ていいでしょう。これも憲法の命ずる「この国のかたち」と根本から敵対しています。これもまた事実上の改憲といわざるを得ません。

戦前の軍国主義体制と比較した特徴

編集部 有事関連3法案では、自治体や指定公共機関や個人に対して、罰則を課して戦争協力に強制動員しようとしています。自治体などが命令に従わない場合、首相が代執行できるなど首相権限の集中を強化しようとしています。そうした憲法違反を個別法で規定するとしていますが、これは戦前の軍事立法の再版とも思われます。戦前の軍国主義体制と比較して、差異や特徴についてお話しただけませんか。

森 私は歴史学者ではないので難しい質問ですが、単純に戦前の復活とはいえない側面に注意する必要があるでしょう。

一つは背景にグローバル化があるという点です。戦前日本の軍国主義、ドイツのナチズムあるいはイタリアのファシズムを支えたバックグラウンドは、帝国主義間の、資本と資本のぶつかり合いの上での世界戦争への流れでした。それとの対比で考えると、今のグローバル化というのは、バックにあるのは帝国主義間矛盾よりも、帝国主義が手をたずさえて連携しながら共同して、世界の人民を支配しているという点で、戦前とは色合いがちがいます。

もう一つは国内体制においても、単純な軍国主義を目指しているのではない、という点です。戦前の日本は厳密な意味で「ファシズム」だったのか、という論争が歴史学者の中でもあります。ドイツでもイタリアでも、ナチス党、ファシスタ党というそれなりに国民に基盤をおいた政党が、強力にイメージアップされた指導者に対する国民的忠誠をテコに、しかし議会制の枠

の中でまず権力を握った、という意味では、一応「民主的」でした。そして政権を握った途端に憲法を停止して暴力化していきます。これがファシズムです。

グラムシが言ったようにファシズムとは「金融資本の最も反動的な公然たるテロ独裁」であり、この点では戦前日本も同じ面がありました。ただ、日本の場合は「絶対主義的天皇制」であり、それが憲法の定めた構造であって、国民の中から湧き上がってくるファシズム運動があつて、それが権力を握って憲法を破壊する、というのではなく、上から権力そのものである絶対主義的天皇制が軍部と官僚を軸に全政党を踏みにじって憲法的に国家総動員態勢を築き上げたという特殊な進路をとりました。指導者イメージも「万世一系」の神権的天皇に対する非合理的な宗教的忠誠という面がありました。ですから、全体主義ではあつたのですがファシズムとは言い切れないところがあります。

戦前日本の軍国主義と比較しますと、昨今の攻撃は、単に上からだけではないところに注意する必要があります。片方では市民運動があつて、情報公開が進み、あるいはNPO法ができ、住民参加も進んでいますから、さまざまな形で国民の合意を調達していくというファクターを重視するという形態をとりながら、緩やかに統合していく、国民的な基盤をもった国家的戦略の実現をねらっています。国民の“自発性”を尊重するかたちで、下から「国のかたち」を変えるということが完成していくと、一番恐ろしい“民主的ファシズム”になるわけですから、そういうことにも警戒することが重要だと思います。

天皇制絶対主義下では、憲法上、天皇の諸大権が定められていてこれが猛威をふるいました。このシステムが反民主的であることははっきりしています。戦前は「国のかたち」自体が「民」を「主」とはしていなかったからです。

しかし現憲法は「民主」を原則にし、だから

巻頭インタビュー：森 英樹 氏に聞く

こそ「民」が選ぶ国会を中心にした統治構造が予定されています。武力攻撃事態法案や安全保障会議法改定案では首相への権限集中が露骨ですが、片方で首相公選制を求める政治的メンタリティを考慮に入れると、小選挙区制という非民主的選挙制度であるにせよ「民」に選ばれた国会で立法するいちおうは「民主的」なプロセスが用意されているのに、そのプロセスを通して首相権限への集中がはかられようとしているわけです。これは、極論すれば、主権者国民が主権者であることを辞めると主権的に決めることであり、ある種のパラドックスです。主権者であることに疲れた国民が、「あんたやって頂戴」と主権の領域を権力に明け渡すという、“民主的主権委譲”が起こるわけです。

つまり、国民的合意を調達した上で首相権限を強化していくという道は、戦前日本の単純な復活ではありません。そこにはゆがんだ形であれ「国民的合意」というファクターがあるからです。そうした事態に、労働運動はもとより、住民・市民運動、さらには政党運動がどう向かうのかという、現代的な問題が問われていることに注目する必要があるでしょう。

日本とドイツ・EUとの違い

編集部 日本は戦前の侵略戦争に対する心からの真剣な反省もないまま、小泉首相は日本を戦争のできる国家にするため、「戦争国家法」を制定し、戦力不保持、交戦権・戦争放棄を規定した憲法を破壊しようとしているという批判が、内外から、特に、アジア諸国・人民から上がっています。今回の有事法制は国際的に見て、特にアジアとの関連ではどのような意味を持っているのでしょうか。

森 よく比較される戦争責任の取り方では、日本とドイツは見事な対照を示しています。ドイツはきっちりと戦争責任を果たしているが、日本は全然果たしていない、というのは周知のとおりです。ただ、ドイツは立派だが日本はダ

メと単純に対比するだけだと、ドイツのもう一面を見落とすことになります。

ドイツはヨーロッパ大陸のど真ん中にいるわけで、西側の一員として復帰し、かつ先進国型の覇権国の一員として「成長」していくには、周辺の欧州先進国に対して、過去にかけてきたさまざまな加害行為をきっちりと清算し、和解しなければならなかったのです。この和解ができなければ今日のEUもなかったでしょう。ドイツは、そういう流れに身をおいたので、日本よりはるかに早く、しかも徹底的に戦争責任を果たしてきました。もちろん「ためにする」戦争責任のとり方だ、と言っているのではありません。この道の選択の結果、戦争責任の裏側にある、民主主義と人権がいかに重要かという価値をきちんと選択する立場に自らを意識的においてきたことが重要です。

日本の戦争責任が内外で本格的に問われたのは、80年代後半からですが、その背景に日本が特にアジア諸国への経済進出があったことは疑いありません。この点では戦争責任問題にも、それを問う背景が絡んでいると言う点では、ドイツも日本も似てはいます。しかし真剣さといういわば責任文化の相違もあり、日本はあまりにも見え見えの「ためにする」議論しかしないし、戦争責任を非難する政治勢力が公的場面でも平然とのさばり、いまだに靖国に首相が参拝する連綿たる無反省が横行するなど、ドイツと日本との見事な対照は「健在」です。

ドイツ的責任遂行にかかわっては、「冷戦構造」崩壊後のことですが、「人権」と「民主主義」に加えて「市場経済」の三つが一体となってより良き社会をつくっていくという価値戦略の旗印の下に、世界をまとめていく、そうすれば途上国も含めてすべて豊かになり幸せになるという価値基準で、先進国であるEUがまとまってきたことに留意する必要があります。それは軍事面でもNATOの転換として顕著です。

NATOは冷戦構造下で生まれた典型的な軍事

同盟組織ですが、その50周年にあたる1999年、性格転換をはっきりさせました。その結果「人権・民主主義・市場経済」の三位一体で世界をリードしていく軍事組織という色合いを強めてきています。そうした方向に異議申し立てをするような勢力には、例えば旧ユーゴやコソボでの紛争への介入のように、NATO軍が制圧するわけです。アメリカが「悪の枢軸」と非難して叩くのと、事実上EUの軍事部隊であるNATOがヨーロッパ周辺に出かけて行って叩くというのと、構図としてはある意味でよく似ています。

アメリカとヨーロッパとをそういう文脈で比べますと、独自の外交路線なり、戦争責任を踏まえた独自の戦略をもたないまま、あたかもアメリカの51番目の州であるかのように、アメリカにいわれれば、ひたすらハイハイといって支援する日本政府の愚かさは顕著です。国内の反戦・平和勢力との緊張関係から、「武力行使はいたしません武器の使用は許してください」などといった、憲法的規制をいちおう気にして言葉のごまかしを重ねてきた日本政治のありようとは、やはりずいぶん違います。

日本国民の反戦平和の長い伝統的な運動に対しては、日本政治も政権基盤にかかわるからそれなりの配慮はしてきましたが、アジア諸国・人民に対しては、戦争責任を果たす気はまるでないまま今日まできたものですから、日本はアジアとの関係では孤立しています。アジアだけでなく世界中から、日本はアメリカの小判鯨でしかないという評価しか与えられていません。したがって、日本とアジアの国々との関係を解決するには、頭越しにアメリカと解決してしまえばそれで終わりということになっています。

こういうやり方は、アメリカと微妙な緊張関係を持ちながら進路を模索するEUとは、根本的に違います。EUは、近々ヨーロッパ憲法をつくといっていますから、ヨーロッパ合衆国、言ってみればUSE (United States of Europe) に向かうでしょう。となるとUSA対USEと

いう2大「合衆国」の対峙という構図が想定されます。そのUSEは、「人権・民主主義・市場経済」を三位一体とする価値観をUSAと共有するが、ヨーロッパの伝統があり、かつ左翼の伝統や社会民主主義伝統もあって、アメリカとは一味も二味もちがう新しい領域圏をつくるでしょう。労働運動の規制力も働きます。

こうした流れの予測もあってアジアでは、アジア共通の経済圏や文化圏や安全保障をどう構想するかということがさまざま議論されています。中国も考えているし、シンガポールも韓国もマレーシアも考えています。いろんな国が考えている中で、日本だけが相手にされないし、ロクに構想も持っていないのです。

アジアでは「円」が強いので、「ドル」や「ユーロ」に対して「円」の経済圏はありそうだけど、それを支える政治・社会・文化・言語の、ゆるやかでもいい一つの「共通の家」というような構想はできないし、日本は発言権もなければ、歴史的な重みもないという状況です。外交はアメリカ任せ、ひたすら「儲け一筋」というありようが、アジアにおける信頼醸成を欠いたままで今日に至ったわけです。

世界市場に覇権を求める大国は、一般に民主主義国であり先進国であって、帝国主義的だけれども人権と民主主義のモデルを提供してきました。ヨーロッパという分厚い歴史を背景にした、EUの“洗練”された、それなりに彫りの深い進路の取り方に対して、日本は乱雑、粗野で、行き着くところは一昔前の旧帝国憲法下のアジア大東亜共栄圏と同じ、一方的な軍事的な脅しで秩序を保とうとしていますし、それを支える価値観としては、相変わらず靖国神社参拝に象徴されるもので進んでいくことしか構想できない。その意味で、国家戦略上の「哲学の貧困」だと、私は言っているのです。この「貧困」を見せつけながら進んでいくという、このお粗末さは驚くべき恐ろしさといえようがありません。

巻頭インタビュー：森 英樹 氏に聞く

日本企業の権益支える軍事行動の要求

編集部 それが日本の巨大多国籍企業の要求にも合致するのでしょうか。

森 85年のプラザ合意以降、日本の資本は主にアジアに出ていって、国内は空洞化しています。日本の資本は、アジアの権益を得たいが、リスクも高いので、資本の論理としても、いざという時に力でねじ伏せるということのできるチャンネルを一日も早く作っておきたいという要求があるのでないでしょうか。

平和憲法の下で、平和的な経済協力関係をつくるという発想にいかないで、資本ですから利潤追求のために無理をするのですが、それに対する現地からの異議申し立てを受ける時に、それを力で押さえるための、自衛隊のアジアへの出動システムのチャンネルを、今の内に作っておきたいという衝動は強いと思います。

'90年代に入ると、「冷戦」下とはちがって、PKO等協力法の時がそうだったのですが、こうしたチャンネルを早く作っておきたいと、日本の財界4団体—いま統合されつつありますが—がそろって要求したことがありました。こういうことは'90年以前にはなかった特徴です。

'92年にPKO協力が問題になったときから、財界がそろい踏みで、自衛隊海外出動の道を国が責任もって作るように言いはじめました。あきらかにターゲットはアジア市場であり、アジア市場に資本が出ていっている以上は、それが危機にさらされたときは「保護」するパワーを日本国ももってもらわなければならない。いざというときの「安全」確保を、相手国との外交的な交渉や相手国の警察力に委ねることは、不安でたまらない。そういう衝動が日本の資本に強く働いてきたのではないのでしょうか。

アメリカも「冷戦」が終わったので、「日本の安全」のために動くという発想は、微塵も持っていない。アメリカの国益でしか動かないのです。日本はアメリカの国益と一致する範囲で

同じ利益を実現できるから同行しているわけですが、見捨てられたら、自前の「安全保障」体制を取らざるを得ないという方向に向きつつある。ところが、過去を清算しないできたから、アジア諸国の警戒心を逆なでするような軍事戦略をとることになるのです。そこがドイツと日本の決定的な違いでしょう。もちろん、ドイツ的になれ、とっているわけではありません。ドイツは過去を清算して「普通の国」になろうとしています。日本はそこまですら到達していないことこそが、問題なのです。妙な言い方ですが、日本企業がもうすこし「まじめ」になって企業戦略を練り、日本政治が手放さない戦前体質を批判し、「過去をきちんと清算しなければアジアに経済進出できない」と言い出すべきが、普通の資本の立場なのですが、それすら出来ないというわけです。

日本国憲法は国連精神の最先端

編集部 今回の有事関連3法案は国連憲章や国際法に照らして、どのような関係にあるのでしょうか。

森 国連には二面性があります。The United Nationsを日本では「国連」と訳していますが、歴史的に見ると、かつての戦時組織・連合国がこのThe United Nationsでした。この戦時組織が戦後処理・世界管理の恒常組織になったのが国連です。ですから最後は武力による解決という道を捨てていません。また第二次大戦の結果の産物ですから、戦勝した5大国が常任理事国になっています。地域的には偏っているのですが、戦後世界の構図がどんなに変わってもこの5大国中心の構図は変わっていません。

しかし、国連の理念ははっきりしています。国際社会において主権国家が自前でかつ武力で紛争を解決するのではなく、つまり、「私闘」にゆだねるのではなく、国際社会が共同して紛争解決にあたるというのが国連精神です。できることなら各国は武力を全部放棄して、どうしても力

で「解決」せざるを得ない場合は国連が管理する国連軍によって事にあたる、というのが、国連システム、つまり「集団安全保障」です。ですから、国連憲章のこうした理念は、日本国憲法が率先して実現したということは、今も忘れるべきではありません。

ただ国連は、日本国憲法レベルまでは時代の制約があつて到達できず、国連が紛争解決にあたるまでの間に限定して、各国が自衛のために個別的・集団的に最小限の行動をとることは認めました。国連憲章51条の規定がそうです。ところが、国連安保理を軸とする「集団安全保障」が東西対決のためにうまく機能せず、憲章51条が野放図に利用され、「集団的自衛権」だけが作動するというのが、戦後国際社会でした。

国連中心で世界の紛争を解決していこうという国連憲章からすると、日本国憲法はその最先端の対応をしたといえます。日本は国連理念の実現のために、血は流さず汗を流す役割を、歴史的に負わされてきた地位にあったと言えますが、戦後日本外交は、それをなおざりにしてきました。

国連とアメリカとは非常に複雑で難しい関係にあります。もともと「連合国」の最強国であった米国は、連合国の恒常組織である「国連」の本部を自国のニューヨークにおいて、自分の組織とみなす傾向がありました。だから、米国の意に添わないとプイッと横を向く。最近の、特にブッシュ政権になってからのアメリカは、国連から脱退はしないものの、国連精神から大幅に逸脱して、いわゆるユニラテラリズム (Unilateralism) - 単独行動主義とか一方的行動主義などと訳されていますが - という戦略をとっていて、国連を舞台にして主権国家が、バイラテラル (bilateral)、つまり双方向的に、相互関係を重視する、というのではもはやなく、いわば好きなものは好き、嫌いなものは嫌い、と一方的な (unilateral)、単純な戦略をとっています。この傾向のためアメリカは、国連が営々

として積み重ねてきた構造的平和のための環境保護、国際人権、核廃絶、軍縮といった枠組みからどんどん撤退を始めています。

アメリカは自らの国益に関わるとなれば、世界のどこにでも最強の軍事力で介入していく、しかし自国利益に関わりないと判断すると知らん顔をします。介入するときには人道とか平和とか人権とか言い立てるのですから、はなはだしいダブルスタンダードです。ところがそれに日本政府は、まるで米国の第51番目の州のように無批判に追随しています。

例えば、アフガン戦争の時に、確かに9・11事件直後は、ヨーロッパ諸国を含めて、世界はアメリカの行動を支持せざるを得ないようなフィーバーがありました。その後の展開は、アメリカの軍事介入が著しい国際法違反であることが明らかになる中で、各国は距離をおき始めているのです。最大の同盟国イギリスでさえ、アメリカの行動にクレームをつけざるをえない事態になっている。そんな時に、ブッシュ大統領が日本を訪れましたが、日本の政府は一言もクレームをつけない。見事な対米追随です。こんな日本政府に特段の外交政策はないのですから、各国は、金を出させるとき以外に日本を独自の相手にする必要はないのです。アフガニスタン復興の政治的会議はドイツが議長国になって行われましたが、経済復興は日本が議長国になって最大の抛出国になったというのも、また、その復興会議の足元から NGO 参加問題からムネオ問題にいたる一連の外務省腐敗があぶりだされたのも、象徴的でした。外交交渉はアメリカとやればそれです。日本外務省は、外交をやる必要がないから機密費で飲み食いしに明け暮れているのです。

日本の外交と軍事はその根幹をアメリカが握っています。アメリカにべったりくっついていくのは、最近のアメリカの国連離れについていくことに他なりません。日本は国連憲章の延長線上で花咲かせるべき憲法を持っているにも

巻頭インタビュー：森 英樹 氏に聞く

かかわらず、正反対の方向に進もうとしているのです。

有事法制急浮上の背景

編集部 有事関連3法案が急浮上してきた背景をどのような考えたらいいのでしょうか。

森 今回の有事法制を誰がどこで推進しているかという問題は、難しいファクターが二重三重にあって、事態が読みづらくなっている面があるのですが、法案の中身に関わることなので簡単にでも話しておきます。

今回の法案は、率直に言ってお粗末な内容です。その最大の理由は、今回の有事法制の骨格が、「冷戦構造」の中で準備されてきたものだったからです。

自衛隊法を改定して有事法制を完備したいという計画は、自衛隊発足時から営々として続いてきた自衛隊制服組、防衛庁、自民党国防族のいわば半世紀にわたる悲願でした。ところが悲願の出発点は「冷戦構造」の中で生まれものだから、米ソが相闘い、日本に大規模なソ連の侵攻があって、アメリカが日本を最前線の基地の島としてバックアップしつつ、いわば本土決戦を行うことになるという想定で、いわゆる「有事法制研究」は進んできました。’65年に「三矢研究」が暴露され、来栖発言で本格的に’78年に表舞台にでてきたのが、有事法制「研究」ですが、それは米ソ対決が背景です。

余談ですが、「三矢研究」の時に責任をとって引責辞退させられた防衛庁長官は小泉・現首相の父・小泉純也です。また、表だって有事法制研究を指示した時の首相は福田・現官房長官の父、福田赳夫、当時の官房長官が安部・現官房副長官の父、安部晋太郎でした。小泉・福田・安部トリオは親父の代に実現できなかった、あるいは屈辱を味わった悲願を実現するのだと燃えている、という背景も、いささか「ワイドショー」的ですが、あるのかもしれません。

ただ、このトリオは自民党内タカ派の系譜で

あることは注意を要します。日本の戦後保守政治には二つの潮流があって、一方の「タカ派」、「軍事派」の系譜は、鳩山一郎（鳩山兄弟の祖父）を起点に岸信介に受け継がれ、福田が継承して中曽根に引き継がれ、そして森、小泉へという系譜です。しかしこれは保守傍流であって、これに対峙して、日本を「経済大国」にする「利益政治型」、「経済重視型」が保守本流でした。吉田茂を起点に、池田、佐藤、田中、竹下、橋本、小淵という流れです。池田派の流れを汲むのが大平・宮沢・加藤の系譜ですが、田中・竹下派を継承した最大派閥の橋本派が、「利益政治」につきもののスキャンダルでガタガタになり、自民党内「ハト派」といわれる加藤派も潰された現政局の中で、「タカ派」が存分に力を発揮できる「良好」な政治環境に、瞬間的にあるのが今です。

その好環境に加えて、「小泉フィーバー」があったわけですから、宿願達成の千載一遇のチャンスということで、一気に表にでてきた面があるのでしょう。しかし推進派にとって不幸なことは、温めてきた「構想」がかつての「研究」しかなく、もっぱら本土決戦型の、塹壕掘って野戦病院を作り、自衛隊が住民・業者・自治体をかき集めて「防衛」に当たるという構図のものしかないのです。その背景にあるのは、’78年に福田内閣がアメリカと合意した「旧ガイドライン」です。この指針の軸になって動き出すのは安保条約「第5条」です。「日本が武力攻撃されたとき日米が共同して対応する」という条文です。これは現在アメリカが要求しているものとは異質のもので、多くの軍事評論家が言うようにトンチンカンではあるのです。

いまのグローバル化対応で構想されているのは、日米が連携して「周辺」なり、場合によっては中東で「事態」が起こったときに、日本が全面的にアメリカを軍事的にバックアップできる体制にほかなりません。このことを約束したのが97年の「新ガイドライン」でした。アメリカ

力がほしがっているのはここであって、日本が攻撃されることなどは、そもそも眼中にないし前提にされていないのです。日本の自衛隊が負わされてきた憲法的規制を、この際完全に取りはらって、アメリカの支援部隊としてどれだけ軍事行動がとれるかということが、アメリカの最大の関心事です。

ところが出てきた法案は、新ガイドライン路線ではなく、旧ガイドラインに基づく旧態依然としたものでした。雑誌『アエラ』で田岡俊次がいみじくも書いているように、"通りそうになったから通そうとしているだけで、中身は安くなったので買おうかなという、春先に買う冬物のバーゲンセールのようなもの、当分は着ないけどいつか着ることがあろうから、買えるときに買っておこうというだけで、軍事的には意味がない"という酷評は、一面で当たっています。ただし、軍事的には日本もまた全面戦場になる可能性がなきにしもあらず、というリアリティは、軽視できません。

周辺事態法であれテロ特措法であれ、日本はアメリカに全面協力するわけですから、アメリカから攻撃される側から見れば、日本は敵性国家に当然なります。アメリカの戦争に協力することによって、日本もまた戦争当事者になるわけです。となると、論理的にも実態的にも、大国による全面的日本侵攻というシナリオではないにせよ、アメリカによって叩かれた側が、日本に対しても恨みを持って何らかの軍事報復をかけてくるとか、絶望的なテロの対象に日本がなってくるというところに、今後のリアリティがあるでしょう。しかし、その意味での「テロ対処」「ゲリラ対処」等は、この法案では先送りされていて、「昔の歌」が歌われている mismatch は否めません。

今回の有事法制の推進勢力はいったい誰なのかという問題は、制服組・防衛族・タカ派の悲願、根底にあるアメリカの圧力、このチャンネルで自衛隊が海外に出ていけるという日本資本

の要求などが絡んだ、複合的ファクターによるものと思われます。加えて古典的な理由としては、アメリカ経済がアフガン戦争後、好景気に転じたように、戦争は資本主義を活性化させる、不況を脱出させるという面もあるのではないのでしょうか。とにかく複雑な諸要素をひとつずつ解きほぐしていく必要があると思います。

憲法擁護闘争の現代的意味と労働運動

編集部 最後に、日本国憲法擁護闘争の現代的意義についてお話をください。

森 制定法としての憲法に着目すれば、条文が変更されないという意味での「憲法擁護」が大事であることに変わりはありません。これを根拠に違憲の政策や法を批判できるからです。有事関連3法案の廃棄を求める国民的な運動の盛り上がりなども反映して、法案のゆくえは現段階では流動的ですが、仮に可決・成立したとしても、有事法制の整備完了には、「2年以内」とするさまざまな立法がなお必要としていますから、2004～5年に戦争法制を完備する、というのが推進側のプランです。それとほぼ時期的に重なってくるのが憲法改定ですので、有事法制動向も改憲の動きをにらみながら見ておく必要があると思います。そういう意味では、仮に有事3法案が通っても、それでおしまいということにはなりません。

今回の3法案に即しても、これらが仮に成立しても、さらに別の法律を制定しないと動けない仕組みになっています。例えば、首相権限の強化の問題がそうです。「武力攻撃事態」とされると、指定公共機関や地方公共団体には必要な業務をさせるのですが、武力攻撃事態法だけでは、「総合調整」の場で「ウン」と合意をえないと業務をさせることはできません。「ウン」といわない場合は、首相に強烈的な「指示権」があって、その指示にも従わないときは、最後には首相が自ら又は代って行うという、「直接執行」や「代執行」といわれている権限を与えることにも

巻頭インタビュー：森 英樹 氏に聞く

なっていますが、この部分は「別に法律の定めるところにより」となっているので、別の法律を作らなければ完成しない構造になっています。あるいは、自衛隊が動くときは米軍も同時に動くのですが、米軍行動の「自由」をどのように法的に確保するかも、先送りされてしまっています。「国民動員」については、「国民は協力に努めるものとする」という一般的・抽象的義務を定めたにとどまり、「罰則」はありません。もちろん、だから心配ないというものではありません。近年の日本社会に特有な、自治力を減退させた「自発的」な権力への協力が作動すると、“強いられる自発性”が働くので、そういう面も警戒しなければなりません。ただ、法的には少なくとも協力義務はないに等しいのです。具体的な国民動員の場面で、国民生活規制や協力調達をはかる部分も先送りされています。

武力攻撃事態法案の特色は、きわめて具体的な自衛隊の軍事行動を確保する部分と、先送りしてこれから整備すると宣言だけするいわば約束条項の部分との二つが、合体しているところです。その意味では妙な法律で、後者の部分については沢山今後の課題を列挙しています。法案21条以下に、これから「2年以内」に、米軍行動の円滑化とか、国民の生命・身体・財産の「保護」とか、国民生活・経済への影響を最小限にくい止めるための措置といった国民生活に直結するであろう、さまざまなことがどんどんでてくることになるでしょう。

実際問題として、このまま対米追従を続けていけば日本に何が起こるのかという、おそらく、これも法案24条で先送りした「武力攻撃以外の緊急事態」でしょう。推進派の中核は、ここに込められたような包括的な「緊急事態法」を作ったかったようです。国家緊急権、非常事態権限といったものを包括的に政府もしくは首相に与えるという、「緊急事態法」です。もっといえば「危機管理」法制です。しかし、これも先送りされました。

今回の法案は、あくまで自衛隊の軍事行動を実現する有事法制であり、だからこそ「国民のことは後まわし」という批判も呼んでいるのですが、防衛庁・自衛隊がかねてからねらっていたものなのです。民主主義に沿わない軍事とはしょせん国民のことを考えない、という批判がいみじくもあたっています。そういうものが機軸にあるだけで、残りは先送りされて、2年以内に整備するというのですから、憲法擁護のたかきと有事法制の全体を完備させることを許さないたかきとが、一体的に重要な国民的課題になってきていると思います。

言い忘れましたが、「有事法制」は日本でももうあるのです。自衛隊法、防衛庁設置法、安保条約関係の法律などがそうです。それらは、憲法と国民の監視によっていわば「不備」だらけにしてきました。「整備」されてこなかったのです。このたびの3法案がこれを「完備」する重要な一里塚の役割を果たすことははっきりしています。これを完備させない国民のたかきが必要です。

軍事法制に「不備」があつてそのシステムが動かないということは、例えば、ハイテクの産物である最近の乗用車が搭載しているコンピュータひとつ壊れるだけで動かなくなるように、総体としてシステムを完成させない限り、日本は戦争をやることはできません。したがって、息の長い運動がこれからも必要だし、その間に政府を変えてしまえばいいのです。自民党を軸とする政府は未来永劫に続くわけではありません。政権問題に本気で取り組み、2年以内に政権を交代してしまえば、この流れは完全にくい止めることができるのです。

もうひとつ、憲法擁護の「憲法」という言葉を、「この国のかたち」と理解するなら、すでに話したように「改憲」は多方面で進んでいます。労働問題でいえば、グローバル化対応による日本の資本主義の進路が、労働形態、労働時間、労働条件、賃金構造などのところで、憲法・労

基法等と戦後労働運動で築いてきた構造を根本的に変えようとする巨大な「転換」を進めています。それは憲法理念に反するのみならず、憲法的構造転換の機軸の一つになっています。他方、震源地を同じくしながら軍事法制的転換も進められようとしている。したがって、規制緩和と新自由主義による、労働領域の構造的な大転換と、有事法制による憲法的規制の「緩和」と自衛隊・在日米軍の「自由」な行動への大転換とは、まさに表裏一体のものとして出ているとみる必要があります。

もちろん「有事法制」は立法ですから、これをくい止めるために、国会請願やできれば反対のストライキ、かつての安保闘争を彷彿とさせるようなさまざまな運動を起こしていく必要が

あるわけですが、同時に、労働運動のそれぞれの現場で、労働基準の破壊、非人間的な労働力流動化、リストラ解雇の横行、労使関係における使用者権限の強化、労働者の健康破壊といった事態を、働く者の権利を武器にくい止めていくことが重要です。労働現場に憲法を生き続けさせることが、表裏一体の、一方の側の「構造改革」を実現させないことになるからです。それは、日本の「国のかたち」を反憲法的に変えようとする攻撃を実現させない運動ですから、有事法制を許さないたたかいにも直結するのだということを、労働運動は肝に銘じて現場で取り組むことだと思います。

(もり ひでき・憲法学・名古屋大学教授)

(2002年5月24日)

次号予告 No. 48 (2002年秋季号)

・巻頭論文：日本企業の海外直接投資の特徴と産業「空洞化」

(特集：日本の技術・職業教育と職業訓練)

1 日本の職業訓練の性格

山崎 昌甫

2 経営戦略と人材育成

竹内 真一

3 高校における技術・職業訓練

林 太郎

ドイツの労資関係と労働運動の今日の特徴

島崎 晴哉

(国際・国内動向)

・右傾化するEUの動向

・医療改悪

・パート労働

(書評)

・労働総研編集・相澤與一監修『社会保障構造改革』

・労働総研編集・大木一訓監修『日本経済の変容と「構造改革」

——労働運動からの分析と提言——

(新刊案内)

・田沼祥子著『いのち抱きしめて』